

単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する実施細則

第1 目的

この細則は、単独荷卸しに係る仕組みの評価に関する業務規程（平成11年4月1日危保規程第3号。以下「規程」という。）第11、3の規程に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う、単独荷卸しに係る仕組みの評価の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 申請書類

規程第4に定める評価の申請は、様式第1によるものとし、添付する関係書類は、次のとおりとする。

- 1 評価の対象が石油供給者（規程第2に掲げる給油取扱所、製造所、一般取扱所又は地下タンク貯蔵所（以下「給油取扱所等」という。）に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者）の構築する単独荷卸しの仕組みである場合
 - (1) 移動タンク貯蔵所の停車・作業場所の要件
 - (2) 安全対策設備の内容（設置状況の把握、維持管理方法等）
 - (3) 単独荷卸しマニュアル
 - (4) 緊急時の対応マニュアル
 - (5) 運送業者及び給油取扱所等の所有者等に対する管理指導内容及び単独荷卸しの実施状況の管理内容
 - (6) 運送業者が移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者（以下「乗務員」という。）等に行う教育訓練内容
 - (7) 給油取扱所等の所有者等が危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任の必要がない給油取扱所等にあつては危険物取扱者）等に行う教育訓練内容
 - (8) 運送業者との単独荷卸しに係る契約書の写し（契約前の場合は、契約書に記載することとしている要件を記載すること。）
 - (9) 契約運送業者リスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに、かつ、単独荷卸しを給油取扱所等の関係者の就業時間中に行うこととしているか就業時間外に行うこととしているかの別ごとに記載すること。）
 - (10) 契約給油取扱所等のリスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに、かつ、単独荷卸しを給油取扱所等の関係者の就業時間中に行うこととしているか終業時間外に行うこととしているかの別ごとに記載すること。）
 - (11) 単独荷卸しを行う場合に、契約運送業者と契約給油取扱所等が、相互に提供することとしている情報
 - (12) 単独荷卸しを行う移動タンク貯蔵所に油の荷積みをする油槽所のリスト（ハイテク方式、バーコード方式、鍵方式等単独荷卸し方式の別ごとに記載すること。）
- 2 評価の対象が自らが単独荷卸しを行う運送業者の構築する単独荷卸しの仕組みである場合

- (1) 前記 1 (1) から (4) に掲げる書類
- (2) 給油取扱所等の所有者等に対する管理指導内容及び単独荷卸しの実施状況の管理内容
- (3) 前記 1 (6)、(7) 及び (10) に掲げる書類
- (4) 単独荷卸しを行う場合に、契約給油取扱所等と相互に提供することとしている情報
- (5) 前記 1 (12) に掲げる書類

第 3 定期調査

規程第 6 に定める定期調査を受けようとする者は、初めて評価を受けた日又は直近の定期調査を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過する日の 30 日前までに、様式第 2 により申請しなければならない。

第 4 評価結果の通知

規程第 5 に定める評価、規程第 6 に定める定期調査及び規程第 7 に定める評価内容の変更に係る評価の結果の通知は、様式第 3 によるものとする。

第 5 評価内容の変更

1 規程第 7 に定める評価内容の変更は、次の重変更及び軽変更に区分する。

(1) 重変更

次の事項のいずれかに該当するものをいう。

- ・規程第 2 に掲げる評価の対象（以下「評価の対象」という。）を追加する変更
- ・単独荷卸しの方式を追加する変更
- ・安全対策設備の種類の変更
- ・乗務員等に対する教育訓練の内容の変更
- ・関係者に対する管理、指導体制の変更
- ・その他理事長が評価要件に係る重大な変更と判断するもの

(2) 軽変更

次の事項のいずれかに該当するものをいう。

- ・評価の対象を減じる変更
- ・単独荷卸しの方式のうち一部を行わないこととする変更
- ・委託契約運送業者を追加する変更
- ・その他理事長が軽変更と判断するもの

2 評価内容の変更に係る評価の申請は、様式第 4 によるものとする。

第 6 評価内容の軽微な変更の届出

評価を受けた者が、規程第 7 に定める評価内容の変更以外の軽微な評価内容の変更を行おうとする場合は、様式第 5 により理事長に届出をしなければならない。